

米の放射性物質調査の基本的な考え方について

平成23年8月

1 基本的な考え方

(1) 米は、

- ① 国民の主食であり摂取量が多く、野菜等の他品目と比べ生産量も多いことに加え、長期保存が可能。
- ② 生産農家数も極めて多く、麦と異なり農家による直接販売等を含め多様な流通形態にある。

(2) このため、米の放射性物質調査は、土壌中の放射性セシウム濃度が高い市町村等において、

- ① 収穫前の段階で、あらかじめ放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査（他品目では、実施されていない）
- ② 収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するための本調査の二段階で実施。

特に、予備調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準を超えた市町村においては、本調査で重点的に調査することとし、作付面積で概ね15haに1点（概ね集落毎に1点に相当）の試料採取を行うなど、他品目と比べ入念に調査。

(3) このほか、都県が自主的に選定する市町村においても、調査を実施。

(4) 本調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えるものが検出された場合は、原子力災害対策特別措置法に基づく本部長指示により、旧市町村（又は市町村）単位で出荷を制限。

- (5) 出荷制限の対象となった区域で生産された米については、食糧法省令上の手当てを行い、出荷・販売を禁止することにより、出荷制限の実効性を担保。
- (6) 併せて、米は長期保存が可能なことも踏まえ、損害賠償の請求とリンクさせるなどにより米の隔離・処分が確実に行われるよう国・都県・市町村・関係団体と一体となった取組みを推進。

2 調査の仕組み

(1) 予備調査（収穫前）

① 調査目的

立毛段階で、あらかじめ放射性物質濃度の傾向を把握し、本調査において重点的に調査すべき区域の設定を行う（他品目では、実施されていない）。

② 調査対象区域

総理指示対象自治体及びその隣接自治体（注）並びにその他の県のうち、次に該当する市町村。

（注）福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県及び静岡県

ア 土壌調査の結果、農地土壌中の放射性セシウム濃度が1,000Bq/kg以上であった市町村

イ 空間放射線量率が平常時の範囲（小数点以下第2位を四捨五入して0.1 μ Sv/h以下となる範囲）を超える市町村

ウ 上記以外で都県が選定する市町村

③ 調査方法

収穫1週間前の前後3日間の中で調査を実施。

土壌調査の結果等を踏まえ、同一市町村内でも放射性セ

- シウム濃度が高いことが見込まれるほ場から試料を採取。
- ア 土壌調査で1,000Bq/kg以上の市町村については、旧市町村毎に試料を採取。
- イ 空間放射線量率が平常時の範囲を超える市町村については、概ね5点の試料を採取。
- ウ 上記以外で都県が選定する市町村については、市町村の任意。

④ 調査結果の扱い

調査の結果、放射性セシウム濃度が

- ・ 一定水準(*)を超えた場合には、当該市町村を本調査における「重点調査区域」に、
 - ・ 一定水準(*)以下の場合には、当該市町村を本調査における「その他の調査区域」に、
- それぞれ設定。

(*)「一定水準」は、暫定規制値(500Bq/kg)の概ね2分の1の200 Bq/kg。以下同じ。

(2) 本調査(収穫後)

① 調査目的

収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、原子力災害対策本部による食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、出荷制限の要否を判断する。

(注) 調査の結果が全て判明するまでの間、知事は、当該市町村全域における米の出荷自粛を要請。

② 調査対象区域

ア 重点調査区域

予備調査又はイの「その他の調査区域」における本調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準を超えた市町村。

イ その他の調査区域

次に該当する市町村。

- ・ 予備調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準以下

であった市町村

- ・ 予備調査を実施していない市町村のうち都県が選定するもの

③ 調査方法

ア 重点調査区域

概ね15haにつき1点（概ね集落毎に1点に相当）の試料を採取。

イ その他の調査区域

予備調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準以下であった市町村については、旧市町村毎に試料を採取（1市町村当たり平均7点を調査することを想定）。

その他の都県が自主的に選定する市町村については、任意。

④ 調査結果の扱い

ア 調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えた場合は、原子力災害対策本部長の指示に基づく知事の要請により、旧市町村（又は市町村）単位で出荷制限を実施。

（なお、平成23年産米については、出荷制限の途中解除は行わない。）

イ 「その他の調査区域」における調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準を超えた場合には、当該市町村を「重点調査区域」に移行。

3 出荷制限の実効性を確保するための措置

（1）法制上の手当て

食糧法省令の改正により、出荷制限の対象となった旧市町村（又は市町村）で生産された米について、出荷・販売を禁止するとともに、廃棄処分を義務づけ。

(2) 米の隔離・処分を確実に行うための方策

出荷制限の対象となった旧市町村（又は市町村）で生産された米について、損害賠償の請求とリンクさせるなどにより、都県・市町村の管理の下で集約し、廃棄処分が確実に行われるよう国・都県・市町村・関係団体が一体となった取組みを推進。

米の放射性物質調査の仕組み

資料2

予備調査(収穫前)

立毛段階で放射性物質濃度の傾向を把握するために実施。

ア 土壌調査で1000 Bq/kg以上の市町村
(旧市町村毎に1点)

イ 空間放射線量率が平常の範囲を超える市町村
(概ね5点/市町村)

ウ 上記以外で都県が選定する市町村

(※)一定水準は暫定規制値の概ね1/2の200 Bq/kg

本調査(収穫後)

収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するために実施。

暫定規制値を超える場合、旧市町村単位(又は市町村)で出荷制限。

本調査の結果がすべて判明するまでの間、知事は当該市町村全域の米の出荷自粛を要請

重点調査区域

(概ね15haに1点)

その他の調査区域

ア 予備調査で一定水準以下であった市町村
(旧市町村毎に1点)

イ 予備調査を実施していない市町村のうち都県が選定するもの

500 Bq/kg超過

出荷制限
旧市町村単位
(又は市町村単位)

500 Bq/kg以下

当該旧市町村(又は市町村)の米の販売可

一定水準(※)超過

一定水準(※)以下

当該市町村の米の販売可

【出荷制限の実効性確保】

- 食糧法省令の改正により、出荷制限の対象となった旧市町村(又は市町村)で生産された米について、出荷・販売を禁止し、廃棄処分を義務付け。
- 上記廃棄処分が確実に行われるよう、損害賠償の請求とリンクさせるなどにより、国・都県・市町村・関係団体が一体となった取組みを推進。

米の放射性物質調査に関する Q & A

Q 米の放射性物質調査は、どのように行うのですか。

- 1 米は、
 - ① 国民の主食であり摂取量が多く、野菜等の他品目と比べ生産量も多いことに加え、長期保存が可能であり、
 - ② 生産農家数も極めて多く、麦と異なり農家による直接販売等を含め多様な流通形態にあります。

- 2 このため、米の放射性物質調査は、土壤中の放射性セシウム濃度が高い市町村等において、
 - ① 収穫前の段階で、あらかじめ放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査
 - ② 収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するための本調査の二段階で実施されます。

特に、予備調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準（200Bq/kg）を超えた市町村においては、本調査で重点的に調査することとし、作付面積で概ね15haに1点（概ね集落毎に1点に相当）の試料採取を行うなど、入念に調査が行われます。

- 3 このほか、都県が自主的に選定する市町村においても、調査が実施されます。

- 4 本調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えるものが検出された場合は、原子力災害対策特別措置法に基づく本部長指示により、旧市町村（又は市町村）単位で出荷が制限されることとなります。

- 5 なお、本調査の結果が全て判明するまでの間、関係都県の知事から、当該市町村の全域における米の出荷自粛が要請されます。

Q 本調査（収穫後の調査）において重点的に調査すべき区域とするかどうかを判断するのに、200Bq/kgを用いるのはなぜですか。

- 1 予備調査において200Bq/kgを超えた市町村については、本調査において重点的な調査を行うこととしておりますが、この200Bq/kgは、国内産のものが主体として消費者に提供されるという米の特性等を踏まえ、暫定規制値（500Bq/kg）の2分の1の数値を、切り下げて適用することとしたものです。
- 2 なお、この200Bq/kgという水準は、販売を制限するかどうかではなく、あくまで本調査において重点的な調査を行うかどうかを判断するための目安です。

Q 本調査（収穫後の調査）の結果、出荷制限が行われることとなった場合、出荷制限が解除されることはないのですか。

米は一年一作であるため、出荷制限が行われた場合、平成23年産米については、出荷制限の途中解除は行われません。

Q 出荷制限の実効性は、どのように確保されるのですか。

- 1 出荷制限の対象となった区域で生産された米については、食糧法省令の改正により、出荷・販売を禁止し、廃棄処分を義務づけることとしています。
- 2 併せて、米は長期保存が可能なことも踏まえ、出荷制限に係る損害賠償の請求とリンクさせるなどにより、出荷制限の対象となった区域で生産された米の隔離・処分が確実に行われるよう、国・都県・市町村・関係団体が一体となった取組みを推進することとしています。

Q 出荷制限の対象となった米の処理は、どのように行われるのですか。

- 1 出荷制限の対象となった区域で生産された米については、隔離・処分が確実に行われるよう、国・都県・市町村・関係団体が一体となった取組みを推進することとしています。
- 2 具体的には、これらの関係者が共同して、米を関係都県・市町村の管理の下で集約した上で、環境省等から示された方針も踏まえて行われる関係都県の指示に従って、適切に廃棄を行うこととなります。